

令和6年8月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ネ)第1641号 損害賠償等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所令和5年(ワ)第8893号)

口頭弁論終結日 令和6年6月17日

判 決

川崎市中原区新丸子東2-895-505

控訴人(原審原告)	フィショ	麻依子
同訴訟代理人弁護士	斉藤	秀樹
同	神原	元
同	岡村	晴美
同	太田	啓子

東京都港区麻布十番2丁目20番7号

被控訴人(原審被告) 株式会社ソーシャルラボ

(以下「被控訴人ソーシャルラボ」という。)

同代表者代表取締役 新田 哲史

東京都港区麻布十番2丁目20番7号 株式会社ソーシャルラボ気付

被控訴人(原審被告) 西牟田 靖

(以下「被控訴人西牟田」という。)

上記兩名訴訟代理人弁護士 中野 浩和

同 川村 真文

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、330万円及びこれに対する令和4年7月9日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

3 被控訴人ソーシャルラボは、別紙記事目録記載の記事を削除せよ。

第2 事案の概要（略称は、本判決で定義するもののほか、原判決のものを用いる。）

1 本件は、控訴人が、被控訴人ソーシャルラボが運営するインターネット上のニュースサイトに掲載された被控訴人西牟田の執筆記事により、名誉を毀損され、プライバシー権を侵害されたと主張して、被控訴人らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、慰謝料及び弁護士費用の合計330万円並びにこれに対する上記記事の掲載日である令和4年7月9日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めるとともに、被控訴人ソーシャルラボに対し、人格権に基づく妨害排除請求として、上記記事の削除を求める事案である。

原判決は、名誉毀損については、上記記事は控訴人の社会的評価を低下させるものであるが、それによって摘示された事実は、公共の利害に関わる事実で、その報道は専ら公益を図る目的で行われたものであり、かつ、摘示事実の重要な部分が真実であることの証明があったと認められるから違法性が阻却されるとし、プライバシー権侵害については、控訴人の摘示事実を公表されない法的利益とこれを公表する法的利益とを比較衡量した場合に前者が後者を上回るものとはいえないから、上記記事の掲載が控訴人のプライバシー権を侵害する違法なものとは認められないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。

控訴人は、原判決を不服として控訴した。

2 前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁10行目の各「枝番」をいずれも「枝番号」と改める。

(2) 原判決2頁21行目以下の各「名誉棄損」をいずれも「名誉毀損」と改め

る。

(3) 原判決16頁の「主張一覧表」中、「【名誉棄損】」を「【名誉毀損】」と改め、「(摘示事実)」欄の「被告らの主張」欄の末尾に「当事者のコメントと明示して紹介した場合に、それが摘示事実として責任を問われるべきではない。」を加え、「公共利害性、公益目的」欄の4行目及び同6行目の各「子ら」をいずれも「子供ら」と改める。

(4) 原判決17頁の「主張一覧表」中、「真実性(原告主張の摘示事実を前提とした場合)」欄の「被告らの主張」1枠目2行目の「構成要請」を「構成要素」と改め、同「原告の主張」欄2枠目の5行目の末尾(同枠4行目から同枠5行目にかけての「②も立証されない。」の次)を改行の上、次のとおり加える。

「本件記事はヴィンセントの「(子供らは)195の国で指名手配になっている母親のもとで育たなければなりません。」との発言を引用しているところ、この記載を併せて本件記事中の「国際指名手配」を閲覧した場合、閲覧者はこれを、本件逮捕状について取られたのはディフュージョン(逮捕、拘束又は移動の制限等を目的として、国際刑事警察機構(インターポール)加盟国の国家中央事務局等から一つ又は複数の加盟国に対して直接送付される協力要請等。情報提供等の協力要請にすぎない。)であるにもかかわらず、身柄確保・引渡しに直結するいわゆる赤手配書(引渡し又は同等の法的措置を目的として、被手配者の所在の特定及び身柄の拘束を求めるもの。各国の捜査機関が直接身柄拘束することを予定している。)の発行を指している」と理解するものである。そして、195か国もの国で「指名手配」がされているとの指摘は、控訴人がいつ身柄拘束されてもおかしくない地位にあることを指摘するものであるから、控訴人と交友関係を持つことはできないし、仕事を任せることもできないことに結び付き、控訴人の生活を脅かすとともに控訴人の社会的評価を大きく失墜させる。本件摘示事実が真実であるといえ

るためには、控訴人について単なる協力要請にすぎないディフュージョンの
手続が取られた事実が立証されたのみでは足りず、国際刑事警察機構（イン
ターポール）から「赤手配書」が発行され、控訴人が多くの国で身柄拘束・
引渡しを要請される地位にあったことまでの立証を要するというべきである
が、かかる立証はされていない。」

- (5) 原判決 2 頁 2 3 行目及び同頁 2 5 行目の各「別紙」をいずれも「原判決別
紙」と改める。
- (6) 原判決 2 頁 2 4 行目の「プライバシー権侵害の成否」の次に「(その 1)」
を加える。
- (7) 原判決 2 頁 2 5 行目の末尾を改行の上、次のとおり加える。

「(3) プライバシー権侵害の成否 (その 2) (当審における控訴人の追加
主張)」

(控訴人の主張)

ア 本件記事は「控訴人がヴィンセントとの間の離婚訴訟で「ヴィンセ
ントが控訴人の首をつかんで投げ飛ばし、背中を 2 回蹴りつけた」と主張
したが、裁判所が控訴人の主張を認めなかったこと」を摘示した。

かかる情報は離婚訴訟における控訴人の主張の詳細であり、これを公開
することは夫婦間の紛争の詳細な内容を公開することになるところ、夫婦
間の紛争の詳細な状況は私生活上の事柄であり、控訴人は本件記事により
かかる事実が公開されることによって私生活上の事柄をみだりに公開され
ない利益(プライバシー権)を侵害された。

イ 上記事実が「ヴィンセントは家庭内暴力(ドメスティック・バイオ
レンス)(以下「DV」という。)の加害者ではない」という事実に関連
するとしても、単にヴィンセントはDVの加害者ではないという事実のみ
ならず、控訴人が離婚訴訟で主張したヴィンセントの暴行の具体的内容や
裁判所がこれを認めなかったことまで公開しており、かかる詳細な情報ま

で公開することに公共性は認められない。

ウ 報道機関は、報道内容について選択権・編集権を有しているのであるから、取材対象者の発言中、第三者のプライバシー権を侵害する部分があれば削除して報道するのが当然であり、それをしなかった過失があれば法的責任を負うのも当然である。

(被控訴人らの主張)

被控訴人らは、本件記事において、「控訴人が「ヴィンセントが控訴人の首をつかんで投げ飛ばし、背中を2回蹴りつけた」と主張したが、裁判所が控訴人の主張を認めなかったこと」はヴィンセントの代理人の発言(解説)であることを明示しているところ、社会的注目を集める事件の判決について代理人のコメントを報道することも報道の重要な役割であり、控訴人のプライバシー侵害と判断されるべきものではない。」

(8) 原判決2頁26行目の「(3)」を「(4)」と、同3頁6行目の「(4)」を「(5)」とそれぞれ改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 争点に対する判断」1から3までに記載のとおりであるからこれを引用する。

(1) 原判決3頁17行目の「後掲各証拠」の次に「(枝番号を含む。)」を加え、同頁24行目の「ヴィンセントと子供らを会わせていないなどとして、」を「ヴィンセントが子供らと連絡を取ることを一切拒否しているなどとして、」と改める。

(2) 原判決6頁25行目以下の各「名誉棄損」をいずれも「名誉毀損」と改め、同行目の末尾に「(争点(1))について」を加え、同7頁2行目及び同頁10行目から同頁11行目にかけての各「閲覧の仕方」をいずれも「読み方」と、同頁3行目の「本件記事は、」を「本件記事には、」と、同頁26行目の「(甲

25)」を「(乙25)」とそれぞれ改める。

(3) 原判決8頁23行目の「ディフュージョンの手続が取られたものと認めることができる。」を「ディフュージョンの手続が取られ、フランスの国家中央事務局である警察司法中央局が一つ又は複数のインターポール加盟国に協力要請を行ったことを認めることができる。」と改める。

(4) 原判決9頁4行目の「様々な受け取り方がされる可能性があるという点においても、」から同頁5行目の末尾までを次のとおり改める。

「様々な受け取り方がされる可能性があり、一般の閲覧者の中には、控訴人は、フランスの裁判所が控訴人につき発行した逮捕状とインターポールが発行した国際手配書によりインターポールの加盟国195か国の捜査機関による身柄拘束が要請されている立場にあると受け止める者も存在すると思われる、その場合、かかる受け止めと「フランスの裁判所が本件逮捕状を発行し、同逮捕状についてディフュージョンの手続が取られ、フランスの国家中央事務局である警察司法中央局が一つ又は複数のインターポール加盟国に協力要請を行った」こととの間には相違があることになる。したがって、本件記事には正確性を欠く部分があったとはいえると解される。」

(5) 原判決9頁6行目の「もっとも、」の次に「フランスの警察司法中央局は、フランスの裁判所がフランス国外に居住する控訴人につき発した逮捕状を根拠として「国際指名手配（正確にはディフュージョン）」の手続をとったものと考えられることからすると、」を加え、同頁10行目の「インターポールの加盟国」を「一つ又は複数のインターポール加盟国」と改め、同頁11行目の「認められることからすれば、」の次に「国際指名手配したとの事実についてディフュージョンとインターポールによる国際手配のうち赤手配書との間では身柄拘束の実効性（控訴人の立場からすれば、身柄拘束がされる危険性）に差があり、後者の受け取り方がされる可能性があることを考慮しても、」を加える。

- (6) 原判決9頁14行目の末尾に「(その1) (争点(2))について」を加える。
(7) 原判決11頁3行目の末尾を改行の上、次のとおり加える。

「4 プライバシー権侵害の成否(その2) (当審における控訴人の追加主張) (争点(3))について

(1) 本件記事は、控訴人が主張する本件記事の該当部分がヴィンセントの代理人の発言の引用であることを示していることを踏まえても、「控訴人がヴィンセントとの間の離婚訴訟において、「ヴィンセントが控訴人の首をつかんで投げ飛ばし、背中を2回蹴りつけた」と主張したが、裁判所が控訴人の主張を認めなかった事実(以下「摘示事実④」という。)を摘示したということができる。

(2) そして、摘示事実④は、控訴人夫婦の私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄であり、一般人の感受性を基準にして控訴人の立場に立った場合、公開を欲しない事柄であるといえる。

(3) もっとも、前記のとおり、本件逮捕状の発行や控訴人とヴィンセントとの間の離婚訴訟の判決、特に親権の帰属に関する判断が社会の関心を集める状況にあったことに照らせば、判決の内容のうち「ヴィンセントは判決においてDVの加害者とは認められなかった」ことを公表されない利益はこれを公表する利益を上回るとはいえないと考えられるし、その際に、判決の内容の是非を判断する一材料として、控訴人が主張するDVの内容を「ヴィンセントが控訴人の首をつかんで投げ飛ばし、背中を2回蹴りつけた」と短く端的に具体化したからといって、上記判断を左右するほどのものとはいえない。

(4) よって、摘示事実④についても、本件記事が控訴人のプライバシー権を侵害し、違法であるとは認められない。」

2 結論

以上より、控訴人の被控訴人らに対する請求はいずれも理由がないところ、

これと同旨の原判決は相当であるから、本件控訴に理由はない。よって、本件控訴をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官

木納敏和 

木 納 敏 和

裁判官

真辺朋子 

真 辺 朋 子

裁判官

森 剛 

森 剛

(別紙)

記事目録

URL <https://sakisiru.jp/31451>

タイトル

「ハンストから1年、東京家裁で男性敗訴。判決は、フランスの逮捕状にも“開き直り”」「ヴィンセントさん「私は横田めぐみさんの親になったような気持ち」」

投稿日 2022年7月9日

記事内容

日本人妻による実子連れ去り被害を訴えるフランス人男性の離婚訴訟で判決妻にはフランス当局が逮捕状が出たが、判決に影響はあったのか
「共同親権」導入議論への影響は？代理人の弁護士に見解を聞く

東京オリンピック開催にあわせて行ったハンガーストライキから1年。ヴィンセント・フィショさん(40)が妻との間で争っていた離婚訴訟の判決が7日、下された。東京家裁の出した判断は、長男(6)、長女(4)の親権者を彼らと同居する妻とする、従来通りの判決であった。今年に入り、共同親権の法制化の動きが加速していただに、画期的な判決が期待されていたが、そうはならなかった。

DV 訴える妻の主張「完全崩壊」

主文。原告と被告とを離婚する。原告と被告の間の長男および長女の親権者をいずれも母である原告と定める。

東京家裁 141 号法廷。裁判長はヴィンセント・フィショさんに判決を言い渡した。傍聴席にはヴィンセントを応援する支援者（主に連れ去り被害者）やフランス大使館職員らも駆けつけており、閉廷後、法廷から出てきた彼らは、一様に残念そうにしていた。一方、妻側は弁護士も含め、反応はなし。と言うのも、原告である彼女たちは、裁判そのものに欠席していたからだ。

判決が出た後で行われた会見で、ヴィンセントさんの代理人、上野晃弁護士はこの裁判について解説した。上野弁護士が強調したのが、裁判所の DV に関し、どう事実認定されるかであった。

『首をつかんで投げ飛ばし、背中を背中を 2 回蹴りつけた』という奥さんの主張。裁判所はこれを事実として認めませんでした。よって「DV があったが故に逃げて連れていかざるを得なかった」という奥さんの主張が完全に崩れました。

妻への逮捕状の影響は？

この判決で注目したかったのは、フランス政府が、ヴィンセントさんの妻に出した、逮捕状の影響であった。というのもハンスト終了後、母国フランスの裁判所はヴィンセントさんの妻を国際指名手配していたのだ。

その理由は、「妻が子どもたちを連れ去って男性に会わせないのは略取容疑などに当たる」というものだ。西欧諸国の人と日本人による国際結婚が破綻し、日本人の親が子供を連れて帰国したことで問題になることが多い。しかしヴィンセントさんの妻のように、逮捕状が出て国際指名手配されることは稀だ。

このように国際指名手配されてもなお、夫に子供たちを会わせない妻と、DV の事実はなく「年間半分は妻に子を会わせる」という融和的な提案をしているヴィンセントさん。まったく会わせない妻より、ヴィンセントさんのほうが、親権者として相応しいのではないか。

ところが、裁判所はなぜか妻を親権者にした。

「連れて行った先で2人を育てていて、その子らの監護状況について特段の問題は見られない。だから原告が子どもたちの親権者として適格である」
いわゆる継続性の原則を適用したのだ。

なお、フランス政府から出た逮捕状に関して、裁判所は開きなおった。

「逮捕状は出ているけれども、逮捕はされていない。しかし養育ができているのだから問題ない」と。

その上で、今後の養育について、裁判所は2人に判断を委ねている。

「奥さんがヴィンセントさんと子供たちとの面会を妨害しているのは問題」としながらも、面会交流をするよう働きかけることはせず、「ヴィンセントさんと子供を交流させていくための努力は奥さんがすればいい」としか見解を述べていないのだ。まったく無責任すぎる。

子どもの権利「日本はリスペクトない」

判決についてヴィンセントさんは次の通り、コメントしている。

今日、裁判に負けたのは私だけではなくて、私の2人の子供たちもです。彼らは父親なしに育たなければなりませんし、フランスの市民権も失ってしまいました。195の国で指名手配になっている母親のもとで育たなければなりません。

ヴィンセントさんは、この問題を自分たちのことだけだと捉えていない。もっと俯瞰的な目で捉えている。

100人を超えるフランス人の子供たちが、日本において誘拐被害に遭っていて、私と同じ状態に置かれています。日本にいる100万人以上の子供たちも同様です。彼らも負けたと考えるもいい。私はそう思います。

さらに彼は、子供の連れ去りについての見解を述べた。

子どもの権利という国際的に保障されたものに対して、日本は何らのリスペクトも払っていない。私は横田めぐみさんの親になったような気持ちになっています。私

は自分の残された人生において、子供に会う権利を奪われたまま生きなければならない。

本来ならば、当然あるべき子供を育てる権利や、親に育てられる権利が、同居親の意思や都合によって、侵害されている。こうした状況は、一刻も早く是正されるべきではないか。今後、ヴィンセントさんは上訴するという。

「共同親権」導入議論への影響は？

この判決を受けて、今後、共同親権化の動きとどうリンクしていくのか。それについての見解を上野弁護士に引き続き伺った。

というのも今まさに、法務省の法制審議会や自民党の法務部会でのプロジェクトチームなどで、新しい共同親権に向けた話し合いや議論が行われているのだ。

今年6月、共同親権の法制化が一気に現実化した。先月には、「法務省は、家族法制の見直しを議論している法制審議会（法相の諮問機関）の部会に、離婚した父母双方を親権者にできる「離婚後の共同親権」の導入を提案する方針を固め、民法改正の中間試案を8月をめどに取りまとめる」（毎日新聞6月20日）という報道があった。

翌21日、自民党法務部会「家族法制のあり方検討プロジェクトチーム」が家族法制のあり方について提言をまとめ、古川法務大臣に申し入れをした。法制審の選択的
共同親権案と自民党法務部会の原則共同親権案は対称的なものだ。そのように、親権の制度設計を巡り、法務省と自民党法務部会がぶつかりあっている中、下されたのが今回の判決であったのだ。

上野弁護士はいう。

法務省の法制審議会と自民党の案とがある意味ガチンコで意見の対立が見られています。法務省の法制審は、連れ去りを今後も子供の連れ去りを、いわゆる子連れ別居として許容していこうという、そういう考え方のもとで、今、議論を方向づけて

いこうという状態なんです。この法務省の方向づけとこの裁判所の判決は見事に足並みを揃えたものでした。この判決の中身を、自民党のプロジェクトチームに報告します。裁判所がこういう宣言をしたということを。法制審の横暴を禁止する立法が必要です。

これは正本である。

令和6年8月21日

東京高等裁判所第5民事部

裁判所書記官 新 部 正

